

事業者の皆さまへ

犯罪被害にあわれた従業員の方への  
理解と支援について



# 誰もが犯罪にあう 可能性があります。

被害者は寄り添う支援を必要としています。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族（犯罪被害者等）を社会全体で支え、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「**安曇野市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。

## 安曇野市犯罪被害者等支援条例

令和5年12月27日施行

### 条例の基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重して行うこと
- 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行うこと
- 二次被害及び再被害が生ずることがないように十分配慮すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること

### 事業者の役割（条例第6条）

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援への関心と理解
- 二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力
- 犯罪被害者等の就労及び勤務への十分な配慮



◀ 本条例の詳細はこちらから 安曇野市のホームページをご覧ください

# 被害者はどのような状況に置かれるのでしょうか？

## 被害にあい日常が一変します。

犯罪被害者等は直接的な被害に加えて、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や理解の不足による心ない言動などの二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

### 直接的被害

- 生命を奪われる、家族を失う
- ケガや障がいを負う
- 財産を奪われる など

### 生活上の問題

- 心身への影響（精神的ショックや身体的不調）
- 経済的な困窮

（生計維持者を失う、失職・転職、医療費・介護費用の負担、転居費用の負担など）



### 二次的被害

周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的苦痛 など

### 再被害

加害者からのさらなる被害への不安や恐怖 など

### 捜査・裁判への対応

- 精神的・身体的な負担や苦痛
- 訴訟・弁護士費用の負担
- 時間的負担 など

こうした被害を軽減し、回復するためには、犯罪被害者等が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

しかし、現状は・・・

- 心身の不調による**仕事の能率の低下**
- 会社に迷惑をかけているとの思いから生じる**ストレス**
- 治療のための**通院や裁判への出廷**等のための欠勤などにより、

仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。



仕事を続けながら被害回復を図るためには、**職場の配慮や支え**が必要です。

## 事業者の皆さまにご協力をお願いしたいこと

このような犯罪被害者等の置かれる状況を理解し、被害を軽減するために職場ではどのようなことができるでしょうか？犯罪被害者等が被害にあう前と変わらずに働くことができるよう、次のような取組にご協力をお願いします。

### 犯罪被害者等に対する理解

犯罪被害者等は、左の図のように、直接的な被害だけでなく、心身への影響や経済的な困窮など様々な問題に苦しめられることがあります。犯罪被害者等が置かれる状況や支援の必要性について従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むようご協力をお願いします。



### 二次被害が生じないような配慮

周囲の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけていただくようお願いします。

#### 例えば・・・

- ・ 普段通りのあいさつや声をかけるなど、被害前と同じように接する
- ・ 犯罪被害者等の話をじっくり聴き、気持ちに寄り添う など

#### こんな言葉に気をつけましょう

- × 命だけでも助かってよかったね
- × がんばって
- × 他にもっと大変な目にあった人がいるよ
- × 時間が解決してくれるよ など

### 職場環境の整備

犯罪被害者等が被害にあう前と変わらずに働くことができるよう、事業者の皆さまには就労および勤務に関し特段の配慮をお願いします。その際に、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるよう職場内で話し合うことが重要です。

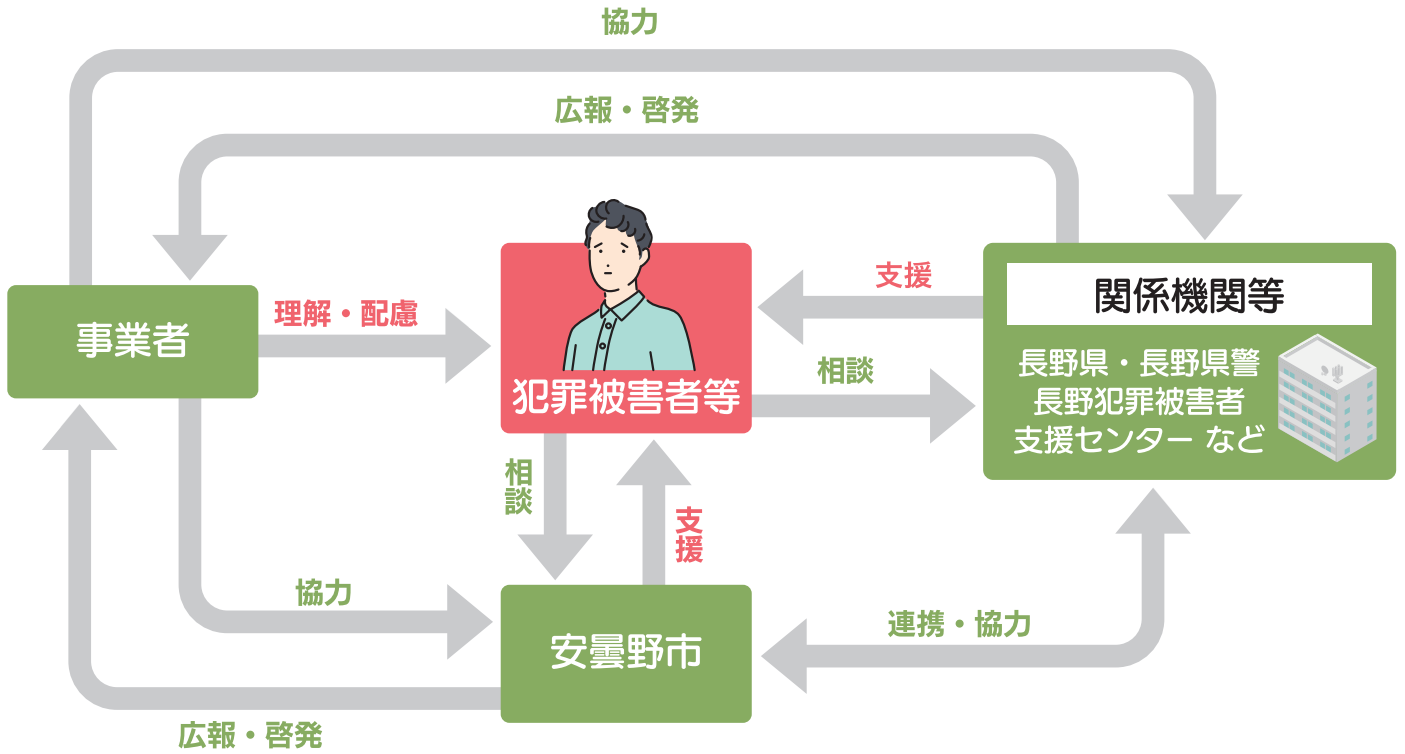
#### 例えば・・・

- ・ 状況に応じて、配置転換や職務内容の変更、時短勤務の活用などについて当事者と相談しながら検討調整する
- ・ 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得（受診、裁判傍聴等）の配慮 など

犯罪被害にあわれた方々が仕事を辞めることなく、**精神的・身体的被害を軽減・回復**できるような取組をお願いします。



## 犯罪被害者等支援のしくみ



相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害に関すること	警察安全相談 (長野県警察)	TEL.026-233-9110 (#9110)	平日 8:30 ~ 17:30 ※土日祝日を除く
被害者支援に関すること	(NPO 法人) 長野犯罪被害者支援センター	長野 TEL.026-233-7830 中信 TEL.0263-73-0783	平日 10:00 ~ 16:00 ※土日祝日を除く

## 安曇野市の主な支援事業

1

### 犯罪被害者等 支援総合窓口

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関などを紹介します。

2

### 支援金の支給

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して支援金を支給します。

遺族見舞金  
30万円

重傷病見舞金  
10万円

3

### 日常生活支援助成金の支給

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者およびその家族が、日常生活を営むうえで必要な民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成します。

生活サポート費用

配食サービス費用

一時保育費用

転居費用 (再転居費用)

カウンセリング費用

弁護士相談費用

報道対応支援費用

問い合わせ  
・相談

安曇野市 政策部 人権共生課 (犯罪被害者等支援総合窓口)

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く  
TEL:0263-71-2406 FAX:0263-71-5155 E-mail:jinken@city.azumino.nagano.jp